

医療型障害児入所施設

令和6年4月報酬単価

医療型障害児入所施設 を行う場合	自閉症児の場合		380 単位
	肢体不自由児の場合		189 単位
	重症心身障害児の場合		988 単位
医療型障害児入所施設 有期有目的の支援を 行う場合	自閉症児の場合	最初の60日まで	454 単位
		61日目以降90日まで	415 単位
		91日目以降180日まで	380 単位
		181日目以降	345 単位
	肢体不自由児の場合	最初の60日まで	223 単位
		61日目以降90日まで	205 単位
		91日目以降180日まで	189 単位
		181日目以降	173 単位
	重症心身障害児の場合	最初の60日まで	1190 単位
		61日目以降90日まで	1084 単位
		91日目以降180日まで	988 単位
		181日目以降	891 単位
指定医療機関で行う場 合	肢体不自由児の場合		137 単位
	重症心身障害児の場合		962 単位
指定発達支援医療機関 で有期有目的の支援を 行う場合	肢体不自由児の場合	最初の60日まで	165 単位
		61日目以降90日まで	150 単位
		91日目以降180日まで	137 単位
		181日目以降	124 単位
	重症心身障害児の場合	最初の60日まで	1164 単位
		61日目以降90日まで	1058 単位
		91日目以降180日まで	962 単位
		181日目以降	865 単位

令和4年10月報酬単価

医療型障害児入所施設 を行う場合	自閉症児の場合		352 単位
	肢体不自由児の場合		175 単位
	重症心身障害児の場合		914 単位
医療型障害児入所施設 有期有目的の支援を 行う場合	自閉症児の場合	最初の60日まで	420 単位
		61日目以降90日まで	384 単位
		91日目以降180日まで	352 単位
		181日目以降	319 単位
	肢体不自由児の場合	最初の60日まで	206 単位
		61日目以降90日まで	190 単位
		91日目以降180日まで	175 単位
		181日目以降	160 単位
	重症心身障害児の場合	最初の60日まで	1101 単位
		61日目以降90日まで	1003 単位
		91日目以降180日まで	914 単位
		181日目以降	825 単位
指定医療機関で行う場 合	肢体不自由児の場合		127 単位
	重症心身障害児の場合		890 単位
指定発達支援医療機関 で有期有目的の支援を 行う場合	肢体不自由児の場合	最初の60日まで	153 単位
		61日目以降90日まで	139 単位
		91日目以降180日まで	127 単位
		181日目以降	115 単位
	重症心身障害児の場合	最初の60日まで	1077 単位
		61日目以降90日まで	979 単位
		91日目以降180日まで	890 単位
		181日目以降	801 単位

医療型障害児入所施設

令和6年4月報酬単価

公立の医療型障害児入所施設の場合	96.5 %	
定員超過利用減算	70 %	
入所支援計画未作成減算		
減算が適用される月から2月目まで	70 %	
3月以上連続して減算の場合	50 %	
身体拘束廃止未実施減算	90 %	
虐待防止措置未実施減算	99 %	新設
業務継続計画未策定減算	97 %	新設
情報公表未報告減算	90 %	新設
重度障害児支援加算(Ⅰ)	165 単位	
重度障害児支援加算(Ⅱ)	198 単位	
※別に定める要件に合致する場合	+11 単位	
重度障害児支援加算(Ⅲ)	198 単位	
重度重複障害児加算	111 単位	
強度行動障害児特別支援加算(Ⅰ)	390 単位	
強度行動障害児特別支援加算(Ⅱ)	781 単位	
※算定開始日から起算して90日以内	+700 単位	
乳幼児加算		
※肢体不自由児の場合のみ	70 単位	
心理担当職員配置加算	26 単位	
※公認心理師の場合	+10 単位	
ソーシャルワーカー配置加算	40 単位	
自活訓練加算(Ⅰ) 1人につき360日を限度	337 単位	
自活訓練加算(Ⅱ) 1人につき360日を限度	448 単位	
福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	10 単位	
福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	7 単位	
福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)	4 単位	
保育職員加配加算	20 単位	
家族支援加算(Ⅰ) 月2回を限度		
居室を訪問(所要時間1時間以上)	300 単位	新設
居室を訪問(所要時間1時間未満)	200 単位	新設
施設等で対面	100 単位	新設
オンライン	80 単位	新設
家族支援加算(Ⅱ) 月2回を限度		
施設等で対面	80 単位	新設
オンライン	60 単位	新設
地域移行加算	500 単位	
移行支援関係機関連携加算 (月1回を限度とし必要に応じて)	250 単位	新設
体験利用支援加算(Ⅰ) (年2回、1回につき3日を限度)	700 単位	新設

令和4年10月報酬単価

公立の医療型障害児入所施設の場合	96.5 %
定員超過利用減算	70 %
入所支援計画未作成減算	
減算が適用される月から2月目まで	70 %
3月以上連続して減算の場合	50 %
身体拘束廃止未実施減算	-5 単位
重度障害児支援加算(Ⅰ)	165 単位
重度障害児支援加算(Ⅱ)	198 単位
重度障害児支援加算(Ⅲ)	198 単位
重度重複障害児加算	111 単位
強度行動障害児特別支援加算	781 単位
※算定開始日から起算して90日以内	+700 単位
乳幼児加算	
※肢体不自由児の場合のみ	70 単位
心理担当職員配置加算	26 単位
※公認心理師の場合	+10 単位
ソーシャルワーカー配置加算	40 単位
自活訓練加算(Ⅰ) 1人につき360日を限度	337 単位
自活訓練加算(Ⅱ) 1人につき360日を限度	448 単位
福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	10 単位
福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	7 単位
福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)	4 単位
保育職員加配加算	20 単位
地域移行加算	500 単位

体験利用支援加算(Ⅱ) (年2回、1回につき5日を限度)	500 単位	新設
要支援児童加算(Ⅰ) (1月につき1回を限度)	150 単位	新設
要支援児童加算(Ⅱ) (1月につき4回を限度)	150 単位	新設
集中的支援加算(Ⅰ) (月4回を限度)	1000 単位	新設
集中的支援加算(Ⅱ) (1日につき)	500 単位	新設
小規模グループケア加算(Ⅰ)	320 単位	新設
小規模グループケア加算(Ⅱ)	233 単位	新設
小規模グループケア加算(Ⅲ)9~10名の場合	186 単位	新設
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	19.1 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	18.7 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	14.8 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	12.7 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(1)	15.3 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(2)	17.0 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(3)	14.9 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(4)	16.6 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(5)	13.2 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(6)	12.8 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(7)	14.4 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(8)	11.0 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(9)	14.0 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(10)	10.6 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(11)	8.9 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(12)	10.2 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(13)	10.1 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(14)	6.3 %	新設
※令和6年6月1日から算定可能		
※(Ⅴ)については、令和7年3月31日まで算定可能		
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	7.9 %	
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	5.8 %	
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	3.2 %	
福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	4.3 %	
福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	3.9 %	
福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算	3.8 %	
※令和6年5月31日まで算定可能		

小規模グループケア加算	240 単位
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	7.9 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	5.8 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	3.2 %
福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	4.3 %
福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	3.9 %
福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算	3.8 %